

令和3年度福島12市町村の移住促進に係るインターネット広告掲載等に関する 事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度福島12市町村の移住促進に係るインターネット広告掲載等に関する事業業務委託

2 背景及び目的

「ふくしま12市町村移住支援センター」(※1) (以下、「移住支援センター」という。)では、福島県12市町村(※2) (以下、「12市町村」という。)への移住促進に向けて各種施策を展開している。

この度、移住支援センターでは、業務委託により、移住潜在層・移住顕在層に向けたインターネット広告掲載等に取り組む。移住潜在層に対しては、潜在層の可視化による母集団の形成、移住顕在層に対しては、ツアー・イベント等への参加、求人への申込等の移住に向けた具体的な行動促進を図る。

※1：移住支援センターは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が福島県より受託し、運営を行う。

※2：12市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を指す。

3 業務委託内容

令和3年度福島12市町村の移住促進に係るインターネット広告掲載等に関する事業業務委託（以下、「本業務」という。）においては、以下(1)の対象とする層（詳細な定義の提案含む）を参考に、(2)の内容に関する企画、調整、運営等の一切の業務を行う。なお、実際の業務の実施にあたっては、移住支援センターと協議の上、最終的に決定することとする。

(1) 対象とする層

対象とする層は主に以下を想定しているが、「福島移住促進のための情報発信に向けたインターネットパネル調査分析最終報告書」(※1) (以下、「調査結果」という。)を参考に、対象とする層の詳細な定義も提案すること。

- ・移住潜在層：移住に関心があるが具体的な行動まで至っていない者
- ・移住顕在層：福島県への移住、かつ、復興に関する仕事に関心がある20-30代

※1：調査結果は移住支援センターのホームページにて公開済。移住顕在層は、調査結果より「福島県浜通りエリアにできれば仕事・ボランティアとして関わりたい」かつ「福島県にとっても住んでみたい・住んでみたい・二拠点居住なら住んでみたい」と回答した20-30代として定義。

(2) 業務内容

- ア コミュニケーション戦略の企画立案業務 (※1)

移住潜在層・移住顕在層の両層を含むターゲットに向けた、デジタルを活用したプロモーション活動の企画立案を実施すること。主な施策は、インターネット広告、SNS広告、媒体タイアップ広告、YouTube動画を想定しているが、広告効果が最大化する企画立案をすること。
本業務を通して達成したい目標は以下の通り。

本プロモーション活動のランディングページへの誘導数5万件(ユニークユーザー数)

上記目標と調査結果を参考に、広告効果が明確にわかるよう、各施策において達成すべき具体的かつ定量的な指標（たとえば、移住支援センターが令和3年度内に実施する求人マッチング・モニターツアー・イベントへの申込み数、移住支援センターウェブサイトPV数、SNSフォロワー数等）も提案すること（※2、3、4）。
なお上記の目標を達成する目安として、20～30代の3年以内移住希望者における本プロモーション活動の認知率が10%程度あることを目指すよう企画すること。

注)※1：ウェブサイト制作、SNSコンテンツ制作・運用に関する実作業は別委託業務で実施する。

※2：求人案件は、現時点では全体で延べ30-50社程度の想定。内訳は、一般企業（工業団地内の立地企業、地域の中小企業等）の求人を基本とするが、専門資格を有する職（医療、福祉、介護、保育、教育等）、その他（地域おこし協力隊等）も含む想定。

※3：モニターツアーは、現時点では12市町村を対象とした移住希望者（福島県外の日本国内に居住し、12市町村を移住及び転職、起業の候補としている者等）に、20名程度で複数市町村を訪問する1泊2日の行程で6回程度実施する想定。

※4：SNSは、現時点ではTwitter・Instagram・Facebookを運用する想定。

イ 広告等制作業務

上記アの立案に基づいて、広告の効果が期待される広告物・動画等を作成し、広告を実施すること。デザイン等については、必要に応じて移住支援センターと協議の上、決定すること（※）。

※移住支援センターのウェブサイトは令和3年11月上旬に公開する想定（現在公開されている移住支援センターのウェブサイトはベータ版である）。

現時点では、11月上旬公開のウェブサイトには、市町村情報（生活環境・娯楽等）、特集コンテンツ（移住者インタビュー等）、支援制度情報、モニターツアー申込が可能なランディングページ、求人情報が掲載されたランディングページ等を掲載する想定。ウェブサイトとの連携等の詳細は、移住支援センターと協議の上、実施すること。

ウ その他付随する業務

その他付随する業務については、移住支援センターと協議の上、決定し、実施すること。

4 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

5 成果品

受託者は、本業務実施にかかる次のものを成果品として提出すること。

- (1) 事業報告書 3部
- (2) 事業報告書及び事業報告書に掲載した画像の電子データ（CD-R等） 2部
- (3) 本業務において作成した資料等
- (4) その他、本業務にて収集した情報について移住支援センターが求める様式で提出を行う

6 契約に関する条件等

- (1) 移住支援センターとの調整

本業務を遂行するにあたっては、移住支援センターと十分調整した上で業務を行い、移住支援センターの指示に従うこととする。

- (2) 書類等の適正な管理・保管

受託者は、企業等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、移住支援センターからの求めに応じ検索し提出できるようにすること。

7 受託者の責務

- (1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに移住支援センターへ報告すること。

- (2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、移住支援センターの信用を失墜する行為を行ってはならない。

- (3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報記載された資料については、業務完了後、移住支援センターに返還すること。

- (4) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

8 業務実施における注意事項

- (1) 委託業務実施に当たっては、適宜、移住支援センターと協議し進めること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、移住支援センターと協議すること。
- (3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに移住支援センターに連絡し、受託者の責任において解決を図ること。
- (4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、移住支援センターと協議し、その指示に従うこと。

9 その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託事業者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、移住支援センターと協議の上、決定すること。
- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむをえず再委託する必要がある場合は、移住支援センターと協議し、承諾を得ること。
- (5) 受託者は、移住支援センターと定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (7) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、移住支援センターに帰属するものとする。
- (8) 本委託業務の受託者は、移住支援センターの許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに移住支援センターへ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら移住支援センターの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、移住支援センターは、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (10) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の現地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計現地検査が実施される場合には、移住支援センターに協力すること。